

児童扶養手当・特別児童扶養手当について

8月は「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」の現況届の提出時期です。

手当を受けている方は、毎年1回、現況の確認のため、届出が必要です。該当者には個別にお知らせを送付しますので、期限内にご提出ください。

【児童扶養手当】

父母の離婚などにより父または母と生計が同一でない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）に支給される手当です。

- ◆支給月額 ※所得制限あり
 - 全部支給 月額 43,070円
 - 一部支給 月額 43,060円～10,160円
 - 第2子以降は加算あり
- ◆支給時期
 - 原則として年6回（奇数月）

【特別児童扶養手当】

身体や精神に中度以上の障がいを有する児童（20歳未満）を監護している父母または父母に代わってその児童を養育している人に対して支給される手当です。

- ◆支給月額 ※所得制限あり
 - 1級（重度の障がい） 月額 52,400円
 - 2級（中度の障がい） 月額 34,900円
- ◆支給時期
 - 原則として年3回（4月、8月、11月）

◆所得制限について

受給者本人または扶養義務者等の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

◆支給手続き

手当を受けようとする方は必要書類を添えて申請し、審査後、認定を受ける必要があります。

◆現在手当を受けている方の届出

身分関係や住所の変更、支給要件に該当しなくなったなど変動があった場合は、届出が必要です。

障害児福祉手当・特別障害者手当について

【障害児福祉手当】

重度の障がい児に対し、日常において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給される手当です。

- ◆支給月額 14,850円 ※所得制限あり
- ◆支給時期
 - 原則として年4回（2月、5月、8月、11月）

【特別障害者手当】

精神または身体に著しく重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給される手当です。

- ◆支給月額 27,300円 ※所得制限あり
- ◆支給時期
 - 原則として年4回（2月、5月、8月、11月）

◆所得制限について

受給者本人または扶養義務者等の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

◆支給手続き

手当を受けようとする方は必要書類を添えて申請し、審査後、認定を受ける必要があります。

◆現在手当を受けている方の届出

身分関係や住所の変更、支給要件に該当しなくなったなど変動があった場合は、届出が必要です。

詳細については鬼北町ホームページをご参照ください。

